

東久留米市包括施設管理業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

東久留米市企画経営室公共施設マネジメント推進課

1 趣旨・目的

東久留米市(以下、「本市」という。)では、「東久留米市公共施設等総合管理計画」及び「未来志向の公共施設の考え方」に基づき、ハード面のスリム化だけでなく、ソフト面においてもより効果的・効率的な維持管理手法への転換を図ることで、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供と将来に負担を残さない行財政運営の両立を図ることを目指している。また、市政全体において、限られた人員でいかに新たな課題や多様化する市民ニーズに対応していくかが求められているなか、公共施設の維持管理業務については、法定点検等の契約事務が多岐にわたることや、施設管理の専門的知識を有さない職員が対応しなければならないなど、施設の管理を所掌する部署(以下「施設所管課」という。)にとって人力的・時間的な負担が大きいことが課題となっている。また、各施設が施設所管課ごとに縦割りの管理となっていることで、施設の管理水準にばらつきが生じているという現状がある。

これらの現状を踏まえ、本業務は、本市が保有する公共施設に係る保守管理業務及び修繕業務を、専門的知識を持つ民間事業者に包括的に委託することで、以下の目的の達成を目指すものである。

- ① 限られた人員で高度化する様々な行政ニーズに対応していく体制を構築していくため、施設管理業務にかかる施設所管課の負担軽減を図ること
- ② 施設管理水準の向上・統一化、不具合の早期発見・早期修繕により、施設の安全性の確保や利用者へのサービス提供をより高水準で実現すること
- ③ 計画的かつ効率的な維持管理を行うことで施設の予防保全を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげること
- ④ 施設の維持管理に関するデータを蓄積していき、分析・活用することで、公共施設マネジメントの取組みをより一層推進していくこと

これらの目的達成に向けては、対象とする施設の規模・用途・範囲等が多岐にわたる中で、業務効果を最大限にさせるため、実績・専門性・技術力・企画力・創造性等、価格以外の要素を含めた幅広く質の高い事業者提案を求めることが必要であり、本実施要領に基づき、最も優れた提案を行った者(以下、「受託候補者」という。)を特定することを目的に、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 件名
東久留米市包括施設管理業務委託
- (2) 対象施設及び対象業務
別紙3「対象施設・対象業務一覧」のとおり
※ 別紙1「東久留米市包括施設管理業務委託仕様書(案)」及び受託候補者の企画提案書を基に、本市と受託候補者が契約締結に向けた詳細協議を行った上で確定することとする。
※ 対象施設、対象業務及び契約額等は、本市と受注者との間で協議を行い、協議段階や履行期間中に増減する場合がある。
- (3) 履行期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)
※ 債務負担行為に基づく複数年契約とする
- (4) 受託候補者選定方式
公募型プロポーザル方式

(5) 提案上限額

金 89,154,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む5年間の総額)

【提案上限額積算の考え方】

ア マネジメント業務費	270,000,000 円
イ 保守点検等業務費	357,715,000 円
ウ 小規模修繕業務費	261,439,000 円

- ※ 業務ごとの見積額が、業務ごとの金額を超えることは差し支えないが、5年間の提案上限額を超える提案は失格とする。なお、保守点検業務費及び小規模修繕業務費については、本市が指定する保守点検等の対象業務や過去実績から想定される量・金額の小規模修繕業務を確実に実施でき、かつ再委託先の事業者の利益を不当に害することのない適正な金額を設定すること。
- ※ 債務負担行為の設定は、令和8年度東久留米市一般会計予算に計上している(令和8年度は0円債務)。
- ※ イ及びウの提案上限額の積算にあたっては、一定の物価上昇を加味している。
- ※ イ及びウの業務実施に係るマネジメント経費は、アに計上すること。
- ※ 実際の契約は、受託候補者の参考見積額を踏まえ、本市と受託候補者の詳細協議により、本市の予算の範囲内で契約金額を決定するものとする。
- ※ 財政部門との予算折衝により、年度費用の調整が必要となる場合があることに留意すること。

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等の提出期限時点において、次に掲げる要件をすべて満たす事業者(個人での参加は不可)とする。なお、複数の事業者で共同事業体を構成し参加する場合は、構成事業者すべてが法人格を必要とし、次の要件を満たすこと。また、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は、参加を取り消すこととする。

- ① 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、申請先自治体「東久留米市」を登録していること又は、次に掲げる書類を提出できること。
 - ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
 - イ 財務諸表(直近1年の貸借対照表、損益計算書)の写し
 - ウ 納税証明書(法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税)の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 本市から入札参加除外措置又は「東久留米市競争入札有資格者指名停止措置基準」における指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年東久留米市訓令乙第2号)に定める暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していないこと。
- ⑤ 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦ 本業務の総括責任者として、ビルメンテナンス等の業務責任者として5年以上の実務経験を有し、且つ本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を専任できること。
- ⑧ 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について、柔軟な対応ができる者であること。
- ⑨ 本市の地域経済の発展及び進行に配慮し、市内事業者を積極的に活用するよう努める者であること。

(2) 共同事業体による参加の条件

- ① 複数の事業者が共同事業体を構成して応募する場合は、総括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定めるものとし、代表事業者が手続きを行うこと。
- ② 単独で本プロポーザルに参加しようとする事業者は、他の共同事業の代表事業者又は構成事業者になることはできない。
- ③ 1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできない。
- ④ 共同事業体により参加申込みをした後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和8年5月11日(月)
質問書1の受付	令和8年5月11日(月)から 令和8年5月22日(金)午後5時まで
質問書1に対する回答	令和8年5月29日(金)まで ※市ホームページにて随時回答
参加表明書等の受付	令和8年6月5日(金)から 令和8年6月9日(火)午後5時まで
参加資格審査結果通知・資料提供	令和8年6月16日(火)予定
質問書2の受付	令和8年6月17日(水)から 令和8年6月30日(火)
質問書2に対する回答	令和8年7月10日(金)まで ※市ホームページにて随時回答
企画提案書等の受付	令和8年7月22日(水)から 令和8年7月24日(金)午後5時まで
一次審査(書類審査)結果通知	令和8年8月14日(金)予定
二次審査(企画提案プレゼンテーション審査)	令和8年8月28日(金)予定
審査結果通知・公表	令和8年9月中旬
契約締結前の詳細協議	令和8年9月下旬から
契約締結手続き	令和9年3月
業務開始	令和9年4月1日(木)から

※ 土曜・日曜及び祝日は、受付等を行わない。

※ 上記スケジュールは現時点での想定であり、予告なく変更する場合がある。

(1) 実施要領等の公表及び配布方法

- ① 公表日 令和8年5月11日(月)
- ② 公表場所 東久留米市ホームページ
- ③ 取得方法 東久留米市ホームページからダウンロードすること

(<https://www.city.higashikurume.lg.jp/>)

※ 印刷物での配布は行わない。

(2) 質問書1の受付及び回答

- ① 受付期限
令和8年5月11日(月)から令和8年5月22日(金)午後5時まで(必着)
- ② 受付方法
【様式1】質問書1を電子メールにより「9 問い合わせ先」へ提出すること
※ 電子メール送信後、到着確認のため、電話により担当まで連絡すること
- ③ 質問書に対する回答
令和8年5月29日(金)まで随時(予定)
- ④ 回答方法
本市ホームページにて回答を掲載
- ⑤ 基本的事項
ア 受付期限後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は受付しない。
イ 質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、他の事業者に関する質問、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は回答しない。
ウ 質問書に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。
エ 質問に対する回答は、質問元事業者の名称を除き、回答内容を本市ホームページ上において質問事項とともに公表する。

(3) 参加表明書等の受付

- ① 受付期間
令和8年6月5日(金)から令和8年6月9日(火)午後5時まで(必着)
- ② 提出方法
後述③の提出書類を電子メールにより「9 問い合わせ先」へ提出すること
※ 電子メール送信後、到着確認のため、電話により担当まで連絡すること
- ③ 提出書類

様式	書類名	部数	備考
【様式2】	参加表明書	1部	
【様式3】	誓約書	1部	共同事業体を構成して参加する場合は、構成する事業者ごとに作成すること
【様式4】	共同事業体構成員届出書	1部	複数の事業者が共同で応募する場合のみ
【様式5】	会社概要	1部	共同事業体を構成して参加する場合は、構成する事業者ごとに作成すること
【様式6】	総括責任者実務経歴書	1部	
【様式7】	資料提供申込書	1部	

東京都電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、「東久留米市」を登録していない場合のみ、以下を提出すること(スキャンして電子データにて提出すること。)

—	登記事項証明書	1部	履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
—	財務諸表	1部	直近1年の貸借対照表、損益計算書
—	納税証明書	1部	法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税（発行後3ヶ月以内のもの）

(4) 参加資格審査結果の通知及び資料提供

市は、参加事業者が参加資格を満たしているか審査し、審査結果を「参加資格審査結果通知書」により通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

また、市は、参加資格を有する事業者に対し、資料を提供する。

① 参加資格審査結果通知予定日及び通知方法

ア 通知予定日 令和8年6月16日(火)

イ 通知方法 書面及び電子メール

② 資料の提供

ア 提供内容 現行業務仕様書及び学校用務員委託仕様書

イ 提供方法 電子メールにて、①と併せて送付予定

(5) 質問書2の受付及び回答

⑥ 受付期限

令和8年6月17日(水)から令和8年6月30日(火)午後5時まで(必着)

⑦ 受付方法

【様式8】質問書2を電子メールにより「9 問い合わせ先」へ提出すること

※ 電子メール送信後、到着確認のため、電話により担当まで連絡すること

⑧ 質問書に対する回答

令和8年7月10日(金)まで随時(予定)

⑨ 回答方法

本市ホームページにて回答を掲載

⑩ 基本的事項

ア 受付期限後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は受付しない。

イ 質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、他の事業者に関する質問、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は回答しない。

ウ 質問書に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

エ 質問に対する回答は、質問元事業者の名称を除き、回答内容を本市ホームページ上において質問事項とともに公表する。

(6) 企画提案書等の受付

① 受付期間

令和8年7月22日(水)から令和8年7月24日(金)午後5時まで(必着)

② 提出方法

後述③の提出書類を電子メールにより「9 問い合わせ先」へ提出すること

※ 電子メール送信後、到着確認のため、電話により担当まで連絡すること

③ 提出書類

	提出書類	備考
ア	企画提案書提出届出書	・【様式9】により提出すること
イ	企画提案書正本 (PDF データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名入りの表紙及び目次を付けること。 ・ページ番号を付すこと。 ・表紙・目次を除き20ページ以内とすること。 ・A4判横書きで作成すること。ただし、内容により一部A3判横書きを使用することも可とする(用紙の向きは問わない)。 ・後述「(7)企画提案書の構成等」を参照して作成すること。 ・読み取りやすい文字サイズとする等、見やすい資料となるように留意すること。
ウ	企画提案書副本 (PDF データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・イから、事業者名(協力事業者等を含む。)が特定できる文言やロゴマーク、その他事業者名を連想させるブランド名や業務実績名称(自治体名を含む)等を削除または黒塗りしたものを提出すること。
エ	提案概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の契約締結後、市民や議会への説明において本市が公表することを前提に、提案内容の概要をまとめた資料を作成すること。なお、本業務の受注者とならなかった者の提案概要書は公表しない。 ・A4判またはA3判横書きで作成すること。 ・2ページ以内とすること。 ・カラーで作成すること。 <p>※提案概要書は審査の対象としない。</p>
オ	参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・【様式10】により提出すること ・代表者印を押印すること。 ・業務ごとに金額の内訳を記載し、且つ年度ごとに記載すること。 ・提案上限額を超える提案を行った場合は失格とする。 ・提案による新規サービスにかかる経費がある場合は、マネジメント業務費に含むこと。 ・「2 業務の概要(5)提案上限額【提案上限額積算の考え方】を踏まえた見積書とすること。

(7) 企画提案書の構成等

別紙1「東久留米市包括施設管理業務委託仕様書(案)」及び後述「本市が期待する提案について」を踏まえ、以下の事項で構成すること。ただし、必要に応じて評価項目以外の項目を設けることも可とする。なお、可能な限り具体的かつ現実的な提案を簡潔に記載すること。

- ① 会社概要や業務実績について
- ② 包括施設管理業務の基本的な考え方やコンセプトについて
- ③ 業務実施体制(全体の実施体制、人員体制、役割分担、総括責任者の実績など)について
- ④ 市内事業者の活用に係る方針等について
- ⑤ 保守点検等業務の実施フロー、再委託先事業者との連携方法等について
- ⑥ 小規模修繕業務の実施フロー、再委託先事業者との連携方法、修繕の対応方法、修繕の優先順位付けの方法等について
- ⑦ 緊急時の体制や対応等について
- ⑧ 本市が期待する提案に対する付加的なサービス、独自ノウハウについて
- ⑨ 履行確認等について
- ⑩ 受託候補者選定後から契約締結まで、契約締結後から事業終了までの工程について

本市が期待する提案について

- ① 施設所管課の負担軽減に資する提案
- ② 施設所管課のスキル向上を含め、施設の管理水準向上、利用者サービスの向上に資する提案
- ③ 建物のライフサイクルコストの縮減に関する提案
- ④ 施設基礎情報、不具合・故障履歴、修繕履歴等のデータを一元的に管理し、分析が行えるシステム等に関する提案*
 - ※ システムを導入する場合は以下に留意すること
 - ・ 本業務対象外の施設も含め、本市が保有する全施設の基本情報をシステム等へ登録し、一元的に管理できること
 - ・ 対象施設における情報は、現在本市が利用しているシステムから抽出した情報のほか、各施設所管課からの提供を想定するが、施設所管課の過度な負担とならないよう、工夫すること
 - ※ 本市は、現在本市が利用している公共施設マネジメントシステム(富士通 Japan 公共施設マネジメントシステム)の以下のデータを、受注者に提供する
 - ・ 施設基本情報(施設分類、用途、所在地等)
 - ・ 土地・建物情報(敷地面積、延床面積、築年数、構造、階層等)
 - ・ コスト情報(維持管理経費等)
 - ※ 現在本市が利用しているシステムは、令和9年3月をもってサービス終了が確定している
- ⑤ その他、公共施設マネジメントの推進に関して、効果が期待できる提案

(8) 一次審査(書類審査)の実施及び結果の通知

市は、「5 審査方法及び審査基準」に基づき、提出された企画提案書の書類審査を行い、審査結果を「一次審査結果通知書」により通知するとともに、一次審査の上位3者に対して二次審査(企画提案プレゼンテーション審査)への参加を要請する。なお、参加事業者数が3者に満たない場合も審査を行う。

① 一次審査結果通知予定日及び通知方法

ア 通知予定日 令和8年8月14日(金)

イ 通知方法 書面及び電子メール

② 審査基準

ア 評価項目・評価点は、「5 審査方法及び審査基準」のとおりであるが、一次審査においては審査基準の①～⑪の項目について、各審査委員がそれぞれ採点するものとする。

イ 評価点の満点は180点、基準点は110点とする。

ウ 各審査委員の評価点の合計を審査委員の人数で除し、小数点以下を切り捨てて算定した点数を一次審査評価点とし、その点数が基準点に達しない参加事業者は、二次審査へ参加することができない。

③ 一次審査評価点が3位で同点の参加事業者が2者以上あった場合は、審査委員の多数決により決する。

(9) 二次審査(企画提案プレゼンテーション審査)の実施

市は、「5 審査方法及び審査基準」に基づき、二次審査(企画提案プレゼンテーション審査)を実施し、受託候補者及び次点受託候補者を選定する。

① 実施概要

ア 日時

令和8年8月28日(金)

※ 実施時間等の詳細は、一次審査(書類審査)結果と合わせて通知する。

イ 会場

東久留米市役所(東久留米市本町三丁目3番1号)

ウ 出席者

1者4名以内(パソコン操作者を含む)

エ 所要時間

1者50分程度(準備5分、説明25分、質疑応答15分、撤収5分)とする。参加事業者による説明は25分以内とし、25分を超えた時点で打ち切り、質疑応答に移るものとする。

オ その他

➤ プレゼンテーション及び質疑応答は、委託契約を請け負った場合に本業務の総括責任者及び業務責任者となる方を中心に行うこと。

➤ プロジェクター、ケーブル(HDMI・VGA)及びスクリーンは本市が用意する。なお、パソコン等は参加事業者が準備すること。

➤ プレゼンテーションは個別に実施し、非公開とする。

➤ プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類(企画提案書等)に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

➤ プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現をしないよう配慮すること。

➤ 市は、プレゼンテーションの録音を行う。

② 審査基準

- ア 評価項目・評価点は、「5 審査方法及び審査基準」のとおりとし、審査基準の①～⑬の項目について、各審査委員がそれぞれ採点する。なお、一次審査で採点した審査基準の①～⑩の項目の点数については本審査に持ち越すことを基本とするが、本審査におけるプレゼンテーションでの説明や質疑応答の内容を踏まえ、必要に応じて点数の修正を行う。
- イ 評価点の満点は200点、基準点は120点とする。
- ウ 各審査委員の評価点の合計を審査委員の人数で除し、小数点以下を切り捨てて算定した点数を最終評価点とし、その点数が基準点に達しない参加事業者は、選定の対象外とする。また、すべての参加事業者が基準点を下回った場合は、再度プロポーザルを実施する場合がある。
- エ 最終評価点が最も高い参加事業者を、最優秀提案者として契約締結に向けての優先交渉権を有する受託候補者に選定する。また、次点を優秀提案者として、次選受託候補者に選定する。
- オ 二次審査参加事業者が1者のみの場合であっても、上記の基準で審査を行う。また、最終評価点が高同数の参加事業者が2者以上あった場合は、審査委員の多数決により決する。

(10) 審査結果の通知

市は、全ての企画提案プレゼンテーション審査参加事業者に対し、審査結果を「審査結果通知書」により通知する。

① 審査結果通知予定日及び通知方法

- ア 通知予定日 令和8年9月中旬
- イ 通知方法 書面及び電子メール

(11) 審査結果の公表

市は、審査により特定した受託候補者について、名称、代表者名、所在地を本市ホームページで公表する。選定結果については、本プロポーザルに参加した全事業者の最終評価点のみ公表することとし、審査の過程については公表しない。

(12) その他

審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

5 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、東久留米市包括施設管理業務委託に係るプロポーザル審査委員会により行う。

(2) 審査基準

別紙2のとおり

6 詳細協議及び契約の締結等

(1) 契約締結前の詳細協議

- ① 受託候補者は、仕様書並びに企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について、本市と協議する。
- ② 受託候補者は、協議が整い次第、改めて見積書を本市に提出するものとする。この場合において、当該協議により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載すること。
- ③ この協議は、受託候補者が行った提案及び提案額の範囲内で行うものとし、費用は受託候補者の負担とする。

(2) 契約締結手続き

前項の協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。なお、協議が整わない場合においては、次選受託候補者と協議の上、契約を締結する場合がある。また、契約締結までの間に、受託候補者や次選受託候補者が本実施要項の参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(3) その他

現在、長期継続契約となっている保守点検等業務については、本市と受託候補者、再委託先との間で協議し、契約変更等の必要な対策を講じる。

7 失格事項

(1) 参加事業者の行為に関する事項

本プロポーザルへの参加事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 手続きの過程で「3 参加資格等」を満たさないことが明らかになったとき
- ② 審査に出席しなかったとき
- ③ 次のいずれかの行為をしたとき
 - ア 審査委員会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 他の参加事業者と応募内容又はその意図について相談すること
 - ウ 受託候補者の選定終了までに、他の参加事業者に対して応募内容を意図的に開示すること
- ④ その他審査委員会又は本市が不適格と認めたとき

(2) 提出書類に関する事項

書類を提出するに当たり、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき
- ② 書類の作成形式等が本要領に適合していないとき
- ③ 書類に虚偽の記載をしたとき
- ④ 提案価格(参考見積額)が提案上限額を超過しているとき
- ⑤ その他審査委員会又は本市が不適格と認めたとき

8 留意事項

- (1) 受託候補者の決定までは、市内事業者に対し、関心表明書等による囲い込みになりかねない行為はくれぐれも慎むこと。
- (2) 本プロポーザルは、受託候補者を選定するためのものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 本プロポーザルにかかる経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 本市が提供する資料は、参加事業者が本プロポーザルに参加する目的以外には使用できないものとする。
- (5) 受託候補者に選定されなかった事業者は、本市が提供したすべての資料について、第三者への情報漏洩が生じないよう自らの責任において速やかに廃棄すること。
- (6) 提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけること。
- (7) 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本市が必要と認める場合には、この限りではない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、入札参加指名停止措置を講じることがある。
- (9) 契約締結後においても、受注者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合或いはこのプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (10) 提出書類は、いかなる理由があっても返還しない。
- (11) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。
- (12) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (13) 本プロポーザルに係る提出書類(提案概要書を除く)は、審査委員会において受託候補者及び次選受託候補者を選定するための審査及び本業務の契約締結前の詳細協議の資料としてのみ活用することとする。ただし、東久留米市情報公開条例(平成12年東久留米市条例第6号)に基づく開示請求等があった場合には、プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称並びに提案書を特定した理由等を開示できるものとする。
- (14) 各審査結果に疑義がある参加事業者は、電子メールにて結果を通知した日から7日以内(閉庁日を除く)に、書面により市へ説明を求めることができる。
- (15) 参加表明書提出以降、本プロポーザルへの参加を辞退する場合、【様式11】参加辞退届を電子メールにて「9 問い合わせ先」に速やかに提出すること。

9 問い合わせ先

担 当 : 東久留米市企画経営室公共施設マネジメント推進課
松田・田村・川村
住 所 : 〒203-8555
東京都東久留米市本町三丁目3番1号(東久留米市役所本庁舎6階)
電 話 : 042-470-7848(直通)
E-mail: k-management@city.higashikurume.lg.jp

参考資料

■東久留米市公共施設等総合管理計画

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/keikaku/1009021.html>

■東久留米施設保全計画

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/keikaku/1006676.html>

■未来志向の公共施設の考え方

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/keikaku/1022392.html>

■東久留米市公共施設の現状と喫緊の課題

https://www.city.higashikurume.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/004/653/genjoutokikkinnokadai.pdf